

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る適用対象の特例）

第六条の二 所得割の納税義務者が平成三十三年十二月三十一日までに公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二二関西組織委員会に対して支出した寄附金は、第二十六条の二第三号イに掲げるものに対して支出した寄附金とみなして、同条の規定を適用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。